

第132期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事 業 報 告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連 結 計 算 書 類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

大同工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	51

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、大同鏈条(常熟)有限公司、D.I.D PHILIPPINES INC.、P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING、D.I.D VIETNAM CO.,LTD.、DID MALAYSIA SDN. BHD.、DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.、D.I.D ASIA CO.,LTD.、INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.、INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.、DAIDO INDIA PVT.LTD.、DAIDO CORPORATION OF AMERICA、DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.、DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.、DID EUROPE S.R.L.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
- 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準を体系化し、その取扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法令を遵守するとともに、品質・環境についてはＩＳＯマネジメントシステムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていく。

グループ各社を含めたサステナビリティ経営に関する活動を統括し、推進するための、社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置する。

また、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、企業集団の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令遵守や倫理性の確保に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査等委員会は、これらの文書等の情報を適時に入手することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、危険発生の予防措置を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの担当部署が各種の委員会等を開催し、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制の整備に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、企業集団における取締役の職務の執行の効率化を図る。

- 1) 社内規定による職務権限、意思決定ルールの明文化
- 2) 取締役を構成員とする経営会議等の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
- 4) ＩＴを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ会社管理規定」に基づき、グループ各社に月次報告書の提出及び重要事項の事前報告を求める。また、経営戦略会議では、経営業績及び経営計画等の報告を受け、承認を行う。これらにより、企業集団の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

また、上記ロ、ハ、ニについては、①、③、④のとおり企業集団の規定・体制の整備に努める。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室が企業集団の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査等委員会室を設置し、その職務を補助する専従スタッフを配属する。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、その業務を行う。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社は取締役会、経営会議その他の重要な会議において、監査等委員会へ法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項を報告する。

前記に関わらず、監査等委員会は随時、必要に応じて当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ各社は、前号の監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役をはじめとする経営陣は、監査等委員会と定期的に意見及び情報の交換を行い、適宜必要な情報を提供し、監査等委員会との意思の疎通を図る。また、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、主管部署が警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された内部統制の基本方針に基づき、社長直轄の独立した内部統制監査室が、当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。また、定期的なモニタリングを行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な是正・改善を進めております。内部統制システムの構築並びにその運用・改善に関する重要課題については、期首に策定される計画に基づき開催されるサステナビリティ委員会にて審議した上で、その対応方針を決定しております。

② コンプライアンス

サステナビリティ委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、内部通報規定の制定及び運用を通じ、ヘルプライン（内部通報の窓口）制度周知に努めております。通報事案については、社内各部署及び外部専門家等と連携し適切な対応を行うとともに、サステナビリティ委員会において適時に報告を行うこととしております。

③ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、グループ会社にも適用されるグループ会社管理規定に基づき、経営戦略会議を開催することとしております。当該会議においては、グループ会社の経営業績及び経営計画等の報告・承認、グループ経営方針の徹底並びにグループ会社間の調整等が行われております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針及び計画に基づき、内部監査及び会計監査人による内部統制の運用状況のテストを実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する評価を行っております。また、社内規定や業務プロセスの整備、評価及び改善も同時に行っており、これらの評価結果については、サステナビリティ委員会を通じて取締役及び監査等委員会に報告され、別途、会計監査人に対しても報告されております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅲをご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が後述の対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして、2024年2月に経営理念（フィロソフィー）の刷新を行い、同年5月に長期経営ビジョン「DID MUGENDAI SMILE VISION 2035」及び中期経営計画「Make Smile From Heart」を策定し、グローバル拡大戦略とサステナビリティ事業創造の2軸により、人的資本経営をベースにして当社の企業価値の源泉の維持と更なる強化を目指しております。

また、当社は、経営の効率性、透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを基本的な方針として取り組んでおります。具体的には、2020年6月26日開催の定時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となり、取締役会の監督機能強化と更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。更に、2021年6月24日開催の定時株主総会において社内取締役を1名減員したことに加え、2024年6月25日開催の定時株主総会において社内取締役を2名減員する一方、社外取締役を1名増員するなど、取締役会のより迅速な意思決定と監査体制の強化・充実を図っております。現在は取締役総数9名、うち社外取締役4名（うち独立社外取締役4名）の構成となっております。

加えて、法令順守の徹底を図るため、2008年4月より内部統制監査室を設置し、内部統制システムの継続的な整備と企業の社会的責任を果たすうえでの重要な活動の統括・推進を行っております。更に、2024年5月よりCSR委員会と統合する形で、代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。同委員会は、監査等委員を含む全ての取締役、執行役員および子会社社長で構成され、当社グループ全体リスクを低減しながら機会を活かす活動の推進とサステナビリティ経営に関する審議を行っております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、2020年5月21日付当社取締役会決議及び2020年6月26日付第127期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株

予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。

更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2023年6月23日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当

社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する2023年5月12日付プレスリリースをご覧ください。

Ⅳ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。また、第13次中期経営計画（2024年度から2026年度まで）における株主還元の考え方は、1株当たり年間配当金15円を下限としつつ、最終年度においては総還元性向25%以上を目標とする等、継続的な拡大を目指してまいります。

当期における年間配当金については、上記方針及び考え方に基づき、1株につき25円とさせていただきます。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2 0 2 4 年 4 月 1 日 期 首 残 高	3,536	3,270	14,068	△423	20,451
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△155		△155
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		△0			△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,192		1,192
自 己 株 式 の 取 得				△209	△209
自 己 株 式 の 処 分		3		10	13
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	3	1,036	△199	840
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	3,536	3,273	15,105	△622	21,292

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2 0 2 4 年 4 月 1 日 期 首 残 高	8,216	2,277	212	10,706	5,527	36,685
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△155
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減						△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,192
自 己 株 式 の 取 得						△209
自 己 株 式 の 処 分						13
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,391	880	235	△1,275	536	△738
当 期 変 動 額 合 計	△2,391	880	235	△1,275	536	101
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	5,825	3,157	447	9,430	6,064	36,787

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

連結子会社名

17社

株式会社大同ゼネラルサービス

新星工業株式会社

大同鏈条(常熟)有限公司

D.I.D PHILIPPINES INC.

P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D.I.D VIETNAM CO.,LTD.

DID MALAYSIA SDN. BHD.

DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.

D.I.D ASIA CO.,LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.

INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.

DAIDO INDIA PVT.LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S.R.L.

他1社

②非連結子会社名

株式会社大同テクノ

ガイド建設株式会社

翔研工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用非連結子会社の数

1社

株式会社大同テクノ

②持分法適用関連会社の数

2社

株式会社月星製作所

IWIS-DAIDO LLC

③非連結子会社2社（ガイド建設株式会社、翔研工業株式会社）及び関連会社4社（株式会社和泉商行、株式会社スギムラ精工、F2テクノ株式会社、ATLAS DID (PRIVATE) LTD.）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社17社のうち、下記14社の決算日は12月31日であります。

大同鏈条(常熟)有限公司

D.I.D PHILIPPINES INC.

P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D.I.D VIETNAM CO.,LTD.

DID MALAYSIA SDN. BHD.

DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.

D.I.D ASIA CO.,LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.

INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S.R.L.

他1社

連結計算書類の作成にあたっては、子会社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社17社のうち、下記3社の決算日は連結決算日と一致しております。

株式会社大同ゼネラルサービス

新星工業株式会社

DAIDO INDIA PVT.LTD.

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等
：移動平均法による原価法

2) デリバティブ
：時価法

3) 棚卸資産

製 品
：主として総平均法による原価法

仕 掛 品
：主として総平均法による原価法

原材料・貯蔵品
：主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産
(リース資産を除く)

: 当社及び国内連結子会社は定率法によっております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2 ～60年
機械装置及び運搬具	2 ～20年
- 2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア

: ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 3) リース資産

: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。

③重要な繰延資産の処理方法

- 社債発行費
- : 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金

: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金

: 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 役員賞与引当金

: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 4) 製品保証引当金

: 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しております。
- 5) 受注損失引当金

: 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。
- 6) 災害損失引当金

: 災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、主に二輪部品事業（二輪車用チェーン、リム、スポーク、ホイール）、自動車部品事業（自動車エンジンチェーン、スプロケット、テンショナー）、産機事業（産業機械用チェーン、コンベヤ）及びその他（福祉機器、石油製品、鋼材）の製品販売、並びに関連するサービス等の提供を行っております。

製品の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、産機事業に関連するサービス等については、当社が顧客との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

製品の一部の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品の引き渡し完了する一時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、当該物品の出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客から部品等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償支給取引において、部品等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

値引き・リベート等の変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

産機事業の一部の製品販売については、顧客仕様に応じた製品及びサービスを納品する義務を負っており、これらの製品の履行義務は製造の進捗に伴って充足されるものであり、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。これらは、少額かつ短期な工事を除き、進捗度を信頼性をもって見積もることができる場合にのみ、進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度は、原価の発生が進捗度を適切に表すと判断しているため、直接見積原価に対する累積実際発生原価の割合で算出しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項における代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、主要な事業における取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑦重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、事業の種類別及び収益認識の時期別の収益に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	日本	アジア	北米	南米	欧州	
事業別						
二輪部品事業	7,914	13,451	1,174	3,486	4,530	30,558
自動車部品事業	3,233	2,331	3	—	—	5,568
産機事業	7,217	2,226	1,960	1,660	220	13,286
その他	7,903	135	0	59	1	8,101
合計	26,269	18,146	3,140	5,207	4,753	57,515
収益認識の時期						
一時点で移転される財	25,825	16,402	3,140	5,207	4,753	55,328
一定期間で移転される財	443	1,743	—	—	—	2,187
合計	26,269	18,146	3,140	5,207	4,753	57,515

(注) 各事業に含まれる主要な製品及びサービスは以下のとおりであります。

二輪部品事業・・・二輪車用チェーン、リム、スポーク、ホイール

自動車部品事業・・・自動車エンジンチェーン、スプロケット、テンショナー

産機事業・・・産業機械用チェーン、コンベヤ

その他・・・福祉機器、石油製品、鋼材

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産は企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利であり、契約負債は主に工事契約などにおける顧客からの前受金であります。

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下の通りです。

(1) 当社のアルミリム事業に係る固定資産の減損損失の認識及び測定

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	817百万円
減損損失	289百万円

アルミリム事業では、コロナ禍でのバイク需要が一巡し、二輪完成車メーカーにおける生産調整があり、特に海外向け高付加価値チューブレスリムの販売が計画を下回ったこと、及び原材料やエネルギーコストの高騰等により、継続的に営業損益がマイナスとなりました。この結果、減損の兆候が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行っております。

検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回ったため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額289百万円を減損損失として計上しております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、固定資産は規則的に減価償却されますが、固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識されます。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

当該判定及び減損損失の測定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、アルミリム事業の事業計画を基礎としており、今後の市場動向を加味したうえで、当社として注力している高付加価値チューブレスリムの販売拡大による売上高の増加を前提としております。また、正味売却価額は外部の専門家が算定した鑑定評価額を基礎としております。

将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により、事業計画の見直しが必要となった場合や、将来の不動産市況等の動向によって正味売却価額が減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の産機事業の固定資産の減損損失の認識の要否

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,845百万円
--------	----------

産機事業では、設備老朽化に伴い、計画していた生産量を達成できなかったことから売上高が減少したこと、及び原材料やエネルギーコストの高騰等により、継続的に営業損益がマイナスとなりました。この結果、減損の兆候が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行っております。

検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、固定資産は規則的に減価償却されますが、固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識されます。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、産機事業の中期事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画はグローバル展開による販売拡大やコンベヤチェーンのメンテナンス需要の取り込みによる売上高の増加、及び生産性向上を目的とした設備投資による原価改善を前提としております。減損損失の認識要否の判定にあたっては、当該事業計画に一定の不確実性を織り込んだ計画を用いており、これらの判断が重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	133 百万円
機械装置及び運搬具	0 百万円
土地	448 百万円
投資有価証券	6,836 百万円
計	7,419 百万円

②担保に係る債務

短期借入金	2,194 百万円
長期借入金	10,172 百万円
計	12,367 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 59,053 百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高 38 百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 10,924,201株

(2) 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 785,649株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2024年6月25日開催の第131期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	155百万円
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月24日開催の第132期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	253百万円
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月25日
・配当金の原資	利益剰余金

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その取引金額の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後８年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

１）信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について各担当部署にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社に準じた同様の管理を行っております。デリバティブ取引については信用度の高い金融機関を取引先とし、相手方の債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

２）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務の為替リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、先物為替予約は実需に裏付けられた範囲で取引を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、デリバティブ取引の実行・管理については財務経理部が行い、その運用状況は財務経理部長が取締役会に報告しております。連結子会社は四半期毎に当社の取締役会にデリバティブ取引を含んだ財務報告を行っております。

３）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき事業管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、リース債務（流動負債）、未払法人税等、契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 其他有価証券	11,220	11,220	—
資産計	11,220	11,220	—
(1) 社債	5,700	5,384	△315
(2) 長期借入金	12,182	11,699	△482
(3) リース債務（固定負債）	1,102	1,035	△66
(4) 長期未払金	177	169	△7
負債計	19,162	18,288	△873
デリバティブ取引※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(1)	(1)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	189
非連結子会社及び関連会社株式	5,305

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	11,211	—	—	11,211
地方債	—	9	—	9
デリバティブ取引（※ 1）	—	(1)	—	(1)
資産計	11,211	8	—	11,219

※1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

②時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	5,384	—	5,384
長期借入金	—	11,699	—	11,699
リース債務（固定負債）	—	1,035	—	1,035
長期未払金	—	169	—	169
負債計	—	18,288	—	18,288

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル 1 の時価に分類しております。債券は、基準価額によるもの又は当該債券から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定するものについては、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期未払金

時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 3,030円34銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 116円65銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(経営統合契約及び株式交換契約の締結)

当社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、当社及び株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といい、当社と椿本チエインを総称して、以下「両社」といいます。）との間で経営統合を実施すること及び当社を株式交換完全子会社、椿本チエインを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、本株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

これらの結果、椿本チエインは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社は、2025年12月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、上場廃止(最終売買日は2025年12月26日)となる予定です。

(1)本株式交換による経営統合の目的

当社及び椿本チエインの属する国内チェーン業界においては、外国資本の流入増加など、市場環境の変化を受け業界再編が進んでおります。また、中国及び韓国のチェーンメーカーが国内主要展示会でのプロモーションを中心に日本市場への参入を積極化しており、両社の顧客においても中国及び韓国のチェーンメーカーを調達先として検討するケースが散見されるようになっております。また、米国、欧州においてもチェーンメーカーの再編、統合が活発に進んでおり、両社は、グローバルでの競争がさらに厳しくなると考えております。加えて、両社は、温室効果ガス削減に代表される市場の脱炭素社会実現に向けた要求に対応することが求められており、大きな事業環境の変化も生じております。

このような状況の中、当社は、本株式交換により、当社グループ（当社、当社の子会社20社及び関連会社6社で構成される企業グループをいいます（2025年3月31日現在）。）及びつばきグループ（椿本チエイン、椿本チエインの子会社78社及び関連会社8社で構成される企業グループをいいます（2025年3月31日現在）。）の有する人材、資産、技術、ノウハウ等の経営資源を相互に活用し、両社グループ全体での最適な財務戦略を実現することにより、新たな事業機会の創出を可能とし、ひいては両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるため、本株式交換は当社の企業価値向上に資するとの認識に至りました。

(2)本株式交換の概要

①式交換完全親会社の名称及び事業の内容

名称	株式会社椿本チエイン
事業の内容	ドライブチェーン及びコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システム等の製造販売

②本株式交換の日程

定時株主総会基準日（当社）	2025年3月31日（月）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2025年5月14日（水）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結日（両社）	2025年5月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会決議日（当社）	2025年6月24日（火）（予定）
最終売買日（当社）	2025年12月26日（金）（予定）
上場廃止日（当社）	2025年12月29日（月）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2026年1月1日（木）（予定）

樁本チエインにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により本株式交換を行う予定です。

上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由（本株式交換の実行のために法令上必要となる日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等の取得状況を含む。）によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

③本株式交換の方式

本株式交換は、樁本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、樁本チエインにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては2025年6月24日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年1月1日を効力発生日として行う予定です。

(3)株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

①株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	樁本チエイン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により交付する株式数	樁本チエインの普通株式：6,558,107株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、樁本チエインの普通株式（以下「樁本チエイン株式」といいます。）0.65株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において樁本チエインが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する椿本チエイン株式の数

椿本チエインは、本株式交換に際して、本株式交換により椿本チエインが当社の発行済株式（ただし、椿本チエインが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、椿本チエインを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に0.65を乗じて得た株数の椿本チエイン株式を交付いたします。

また、椿本チエインが交付する株式の全ては、椿本チエインが2025年5月14日時点で保有する自己株式及び椿本チエインが2025年5月14日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定です。椿本チエインによる2025年5月14日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025年5月14日開示の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び椿本チエインは、両社がそれぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び椿本チエインは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

10. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
石川県加賀市	アルミリム生産設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 リース資産、その他	289
石川県加賀市	塑性加工生産設備	機械装置及び運搬具、その他	15

当社は、主として管理会計上の区分別（製品別部門別）をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

当社の事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、短期的な業績の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（305百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物140百万円、機械装置及び運搬具110百万円、リース資産47百万円、その他6百万円であります。

なお、本資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については専門家による鑑定評価に基づいております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,354	流動負債	9,110
現金及び預金	1,307	買掛金	3,850
受取手形	2,297	短期借入金	1,539
売掛金	5,276	長期借入金(返済1年以内)	955
契約資産	4	リース債務	122
商品及び製品	1,888	未払法人税等	60
仕掛品	1,953	契約負債	47
原材料及び貯蔵品	1,388	賞与引当金	382
その他の	2,237	製品保証引当金	133
貸倒引当金	△0	注損失引当金	37
固定資産	29,172	災害損失引当金	140
有形固定資産	11,631	その他の	1,840
建物	3,891	固定負債	21,982
構築物	407	社債	5,700
機械及び装置	3,729	長期借入金	11,622
車輛運搬具	22	リース債務	1,007
土地	2,168	繰延税金負債	1,220
リース資産	315	退職給付引当金	2,312
建設仮勘定	832	長期未払金	118
その他の	262	負債合計	31,092
無形固定資産	129	純資産の部	
ソフトウェア	120	株主資本	8,837
その他の	9	資本金	3,536
投資その他の資産	17,411	資本剰余金	2,864
投資有価証券	11,196	資本準備金	2,861
関係会社株式	3,600	その他資本剰余金	3
関係会社出資金	1,334	利益剰余金	3,052
関係会社長期貸付金	1,906	利益準備金	556
その他の	132	その他利益剰余金	2,496
貸倒引当金	△758	固定資産圧縮積立金	184
繰延資産	38	別途積立金	1,172
社債発行費	38	繰越利益剰余金	1,139
資産合計	45,565	自己株式	△616
		評価・換算差額等	5,635
		その他有価証券評価差額金	5,635
		純資産合計	14,472
		負債及び純資産合計	45,565

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,773
売上原価	23,782
売上総利益	3,990
販売費及び一般管理費	4,414
営業損失	423
営業外収益	
受取利息	53
受取配当金	1,099
為替差益	1
関係会社貸倒引当金戻入額	10
その他の費用	69
営業外費用	
支払利息	87
社債利息	43
社債発行費償却	8
関係会社貸倒引当金繰入額	30
その他の	93
経常利益	547
特別利益	
投資有価証券売却益	637
災害損失引当金戻入額	65
特別損失	
固定資産除却損	33
減損損失	305
災害による損失	17
税引前当期純利益	893
法人税、住民税及び事業税	149
法人税等調整額	△58
当期純利益	802

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計
2024 年 4 月 1 日 期 首 残 高	3,536	2,861	－	2,861	556	184	1,872	△207	2,406
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当				－				△155	△155
当 期 純 利 益				－				802	802
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				－		△0		0	－
別 途 積 立 金 の 取 崩				－			△700	700	－
自 己 株 式 の 取 得				－					－
自 己 株 式 の 処 分			3	3					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				－					－
事業年度中の変動額合計	－	－	3	3	－	△0	△700	1,346	646
2025 年 3 月 31 日 期 末 残 高	3,536	2,861	3	2,864	556	184	1,172	1,139	3,052

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
2024 年 4 月 1 日 期 首 残 高	△417	8,387	8,043	8,043	16,430
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△155			△155
当 期 純 利 益		802			802
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－			－
別 途 積 立 金 の 取 崩		－			－
自 己 株 式 の 取 得	△209	△209			△209
自 己 株 式 の 処 分	10	13			13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		－	△2,407	△2,407	△2,407
事業年度中の変動額合計	△199	450	△2,407	△2,407	△1,957
2025 年 3 月 31 日 期 末 残 高	△616	8,837	5,635	5,635	14,472

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外 : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）のもの
 - 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製 品 : 総平均法による原価法
（但し、コンベヤは個別法による原価法）
 - 仕 掛 品 : 総平均法による原価法
（但し、コンベヤは個別法による原価法）
 - 原材料・貯蔵品 : 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 : 定率法によっております。
（リース資産を除く）
但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 3 ～ 47年
 - 機械及び装置 2 ～ 9 年
 - 無形固定資産
 - ソフトウエア : ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。
- (4) 重要な繰延資産の処理方法
 - 社 債 発 行 費 : 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金 : 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金 : 従業員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

製品保証引当金	：製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しております。
受注損失引当金	：受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	：従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
災害損失引当金	：災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 … 為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権 |
| ③ヘッジ方針 | 外貨建取引に対するリスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引として、為替予約取引を行うものとしております。 |
| ④ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。 |

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に二輪部品事業（二輪車用チェーン、リム、スポーク、ホイール）、自動車部品事業（自動車エンジンチェーン、スプロケット、テンショナー）、産機事業（産業機械用チェーン、コンベヤ）及びその他（福祉機器）の製品販売、並びに関連するサービス等の提供を行っております。

製品の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、産機事業に関連するサービス等については、当社が顧客との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

製品の一部の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品の引き渡し完了する一時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しております。

また、顧客から部品等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償支給取引において、部品等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

従って、国内販売は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、当該物品の出荷時点で収益を認識しております。

産機事業の一部の製品販売については、顧客仕様に応じた製品及びサービスを納品する義務を負っており、これらの製品の履行義務は製造の進捗に伴って充足されるものであり、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。これらは、期間が短くかつ少額なものを除き、進捗度を信頼性をもって見積もることができる場合にのみ、進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度は、原価の発生が進捗度を適切に表すと判断しているため、直接見積原価に対する累積実際発生原価の割合で算出しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項における代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 当社のアルミリム事業に係る固定資産の減損損失の認識及び測定 (2) 当社の産機事業の固定資産の減損損失の認識の要否」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	133 百万円
機械及び装置	0 百万円
土地	448 百万円
投資有価証券	6,836 百万円
計	7,419 百万円

②担保に係る債務

短期借入金	1,239 百万円
長期借入金（返済1年以内）	955 百万円
長期借入金	10,172 百万円
計	12,367 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

30,971 百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

D.I.D PHILIPPINES INC.	36 百万円
P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	880 百万円
DAIDO INDIA PVT.LTD.	210 百万円
DAIDO CORPORATION OF AMERICA	538 百万円
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	155 百万円
DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	315 百万円
DID EUROPE S.R.L.	148 百万円

上記の保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	4,676 百万円
②短期金銭債務	1,326 百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高

38 百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	10,472 百万円
仕入高	5,287 百万円
営業取引以外の取引高	1,111 百万円

(2) 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、連結子会社（D.I.D PHILIPPINES INC.）の財政状態等を勘案し、計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	775,205株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	116 百万円
退職給付引当金	724 百万円
減損損失	528 百万円
棚卸資産評価損	202 百万円
貸倒引当金	344 百万円
災害損失引当金	44 百万円
関係会社株式評価損	1,219 百万円
関係会社出資金評価損	536 百万円
税務上の繰越欠損金	18 百万円
その他	190 百万円

繰延税金資産小計	3,926 百万円
----------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,484 百万円
-----------------------	------------

繰延税金資産合計	1,441 百万円
----------	-----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△83 百万円
その他有価証券評価差額金	△2,579 百万円

繰延税金負債合計	△2,662 百万円
----------	------------

繰延税金負債の純額	△1,220 百万円
-----------	------------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	D.I.D PHILIPPINES INC.	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 回収 (△) (注 1)	571 (△472)	関係会社長期貸付金	571
子 会 社	P.T.DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	所有 直接 100.00	債務の保証 役員の兼任	債務の保証 (注 2)	880	—	—
子 会 社	DAIDO INDIA PVT.LTD.	所有 直接 98.91 間接 1.09	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 回収 (△) (注 1)	210 (△30)	関係会社短期貸付金 (その他流動資産) 関係会社長期貸付金	307 995
子 会 社	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	所有 直接 100.00	当社より製品、設 備等を販売 債務の保証 役員の兼任	チェーン部品及び 設備等の販売 (注 3)	1,407	売掛金	588
				債務の保証 (注 2)	538	—	—
子 会 社	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 回収 (△) (注 1)	650 (△650)	関係会社短期貸付金 (その他流動資産)	650
子 会 社	DID EUROPE S.R.L.	所有 直接 100.00	当社より製品を販 売	チェーン等の販売 (注 3)	3,541	売掛金	746
持 分 法 適 用 関 連 会 社	株式会社月星製作所	所有 直接 29.00	当社ヘスポーク・ ボルトを納入 役員の兼任	スポーク・ボルト の購入等 (注 3)	1,582	買掛金	536

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保等の提供は受けておりません。
2. 債務保証は、子会社の金融機関からの借入に対し当社が保証を行っているものであります。なお、担保等の提供は受けておりません。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「重要な会計方針に係る事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,426円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 78円40銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(経営統合契約及び株式交換契約の締結)

当社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、当社及び株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といい、当社と椿本チエインを総称して、以下「両社」といいます。）との間で経営統合を実施すること及び当社を株式交換完全子会社、椿本チエインを株式交換完全親会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記に記載しております。

12. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
石川県加賀市	アルミリム生産設備	建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、リース資産、その他	289
石川県加賀市	塑性加工生産設備	機械装置、その他	15

当社は、主として管理会計上の区分別（製品別部門別）をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

当社の事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、短期的な業績の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（305百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物130百万円、構築物9百万円、機械及び装置108百万円、車輛運搬具2百万円、リース資産47百万円、その他6百万円であります。

なお、本資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については専門家による鑑定評価に基づいております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

大同工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 花 岡 克 典
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 敏 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記（経営統合契約及び株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、会社と株式会社椿本チエインとの間で経営統合を実施すること及び会社を株式交換完全子会社、株式会社椿本チエインを株式交換完全親会社とする株式交換を実施することを決定し、同日付で経営統合契約及び株式交換契約を締結している。株式交換は2025年6月24日開催の定時株主総会の決議による承認を得た上で、日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定である。

また、会社株式は所定の手続きを経て、2025年12月29日をもって上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

大同工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 花 岡 克 典
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 敏 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記（経営統合契約及び株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、会社と株式会社椿本チエインとの間で経営統合を実施すること及び会社を株式交換完全子会社、株式会社椿本チエインを株式交換完全親会社とする株式交換を実施することを決定し、同日付で経営統合契約及び株式交換契約を締結している。株式交換は2025年6月24日開催の定時株主総会の決議による承認を得た上で、日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定である。

また、会社株式は所定の手続きを経て、2025年12月29日をもって上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

大同工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 梶 谷 清 浩 ㊞

監査等委員 坂 下 清 司 ㊞

監査等委員 武 市 祥 司 ㊞

監査等委員 山 本 美 帆 ㊞

監査等委員 秋 元 潤 ㊞

(注) 監査等委員 坂下清司、武市祥司、山本美帆、秋元潤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。